

教育破壊・公務員攻撃を許さない五・二四集会

昌一金属支部

五月二四日、エルおお

さか六階大会議場にて

「教育破壊・公務員攻撃を許さない五・二四集会」

が開催されました。今回

総合司会を大阪東南フォー

ラム事務局長である小川

亮氏、主催者挨拶を大阪

東南フォーラム議長の白

木原雄氏がされました。

続いて元大阪府教組委

員長で、現在大阪府教育

文化総合研究所所長を務

められる新居晴幸氏が

『教育二条例と学校選択

制の問題点』というテー

マで講演をされました。

新居氏が提示した教育

基本条例案の問題点は、

①教育に民意が反映され

ていないという嘘②民意

は吾にありというゴーマ

ニズム③知事が教育目標

を決める④愛国心教育と

国際競争力に打ち勝つ人

材作りが教育の目的⑤し

かし、地方教育行政法で

は、二十三条と二十四条

で縛られている⑥だから

条例で知事が教育を取り

戻す。そのために二十五

条の勝手な解釈⑦これを

徹底する為に評価制度を

改悪し、教職員の現行絶

対評価を相対評価へ。二

年連続して最低評価者

(相対評価5%)は解雇

⑧三年連続定員に満たな

い学校は廃校⑨学力テス

トの学校別結果公表⑩民

間からの公募。任期つき

の校長⑪校長に人事権⑫

全四十八条中、二十七条

が教職員の懲戒・文言に

関すること。更に別表一

から六が、教職員の管理

統制強化条例⑬職務命令

違反三回で免職でした。

また、これらとは別に

学校選択制や入試選抜方

法の改悪について問題点

を挙げられていました。

学校選択制は、親の経済

力の違いによる学力格差

の助長。入試選抜方法を

現行の学校成績(相対評

価)と入試の総合評価か

ら入試重視にした場合、

体育や美術の成績が反映

されにくいとの事でした。

続いて、三団体からそ

れぞれアピールがあり、

先ず、大阪市議会議員の

山本修子氏のアピールが

あった後、大阪市役の中

原副委員長より「私たち

は戦前・戦後の劣悪な状

況から、人間らしく生き

る為に闘い抜き、先輩か

ら受け継いだものを次の

世代へとつないでしまし

た。今、大阪の自治は崩

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！



壊しようとしている。市民生活の安心安全を守るため、公共事業民営化や教育を破壊する条例と闘わなければならない。組合員とその家族の生活を守るためにも橋下の暴挙に屈さず、闘いに臨んでいきたい」。

最後に大阪労働者弁護団代表幹事である弁護士の大川一夫氏より「反橋

6・23反安保学習会のお知らせ

▽日時：6月22日（金）18：00～

▽場所：田中機械ホール

▽講師：永嶋靖久弁護士（大阪労働者弁護団）

「6月23日」とは、1960年に改定日米安全保障条約が批准・発効された日です。当時、三井三池の闘いもあり、「安保と三池」という形で激しく労働者・学生・市民が労働現場と国会前で闘いぬいていました。闘争の過程では東大生の樺美智子さんが機動隊に虐殺されました。この安保反対闘争の大きさに岸内閣は打倒されたのです。

1970年には、政府が10年前を繰り返さないために、安保条約の「期限切れ・自動延長」という手段をとりましたが、総評の中央メーデーで「反安保」のスローガンが抜けたことに対して、大阪では「総評の右傾化阻止」の横断幕が掲げられ、その後も「6・23反安保行動」は続けられてきましたが、国鉄分割民営化一連合結成と経過する中で、労働組合運動そのものが運動としても考え方としても衰退していく中で、「6・23」の取り組みも後退してきました。

これまで港合同は、夏季闘争を6月反安保月間として、活動の重要な柱の一つと位置づけ闘いぬいてきました。

地域から反安保の闘いをさらに積極的に進めよう！

下の集会には、毎回弁護士が来ている。我々は彼を弁護士と思っていない。弁護士の仕事は、基本的

人権を守る事。弁護士の
連帯して頑張っていきたい」。

集会の最後に、南大阪
原点に返り少数者を守る闘いに、皆さんと一緒に

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！